

公益社団法人村山市シルバー人材センター会費規程

(目的)

第1条 この規程は、社団法人村山市シルバー人材センター一定款第7条に定める会費に関し、必要な事項を定める。

(会費の額)

第2条 正会員が、一会計年度に納入すべき会費の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 会費は、年額 3,000円とする。
- (2) 前号の会費については、病気等の理由により理事会で承認を得た場合には、免除することができる。

(納入期日)

第3条 会費は、毎年1回 6月末日までに納入するものとする。ただし、新規正会員は、入会時に会費を納入するものとする。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか会費に関し必要な事項は、理事会で定める。

附 則

この規程は、平成 4年 1月 4日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成18年 4月 1日から施行する。